

## 浦安市と国立大学法人千葉大学との包括的な連携に関する協定書

浦安市と国立大学法人千葉大学は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、浦安市と国立大学法人千葉大学の両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に知的・人的・物的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）教育研究、生涯学習、文化・スポーツ振興に関すること
- （2）人材育成に関すること
- （3）国際的な医療及び地域に根ざした医療の充実に関すること
- （4）その他両者が必要と認めること

（連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 10 月 23 日

千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号  
千葉県浦安市

浦 安 市 長      (松崎 秀樹 署名)

千葉県千葉市稲毛区弥生町 1 番 3 3 号  
国立大学法人千葉大学

千 葉 大 学 長      (徳久 剛史 署名)